

JIS

マネジメントシステムの パフォーマンス改善－方針管理の指針

JIS Q 9023 : 2018

(JSQC/JSA)

平成 30 年 3 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	酒井 信介	東京大学
(委員)	伊藤 弘	公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター
	宇治 公隆	首都大学東京 (公益社団法人土木学会)
	大石 美奈子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	大瀧 雅寛	お茶の水女子大学
	奥田 慶一郎	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	奥野 麻衣子	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
	金丸 淳子	公益財団法人共用品推進機構
	鎌田 実	東京大学
	河村 真紀子	主婦連合会
	佐伯 洋	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	椎名 武夫	千葉大学
	高田 祥三	早稲田大学
	高増 潔	東京大学
	千葉 光一	関西学院大学
	長井 寿	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	長田 三紀	全国地域婦人団体連絡協議会
	中村 一	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	奈良 広一	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	西江 勇二	一般財団法人研友社
	福田 泰和	一般財団法人日本規格協会
	榎 徹雄	東京都市大学
	三谷 泰久	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	棟近 雅彦	早稲田大学
	村垣 善浩	東京女子医科大学
	山内 正剛	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所
	和辻 健二	一般社団法人日本自動車工業会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 15.2.20 改正：平成 30.3.20

官 報 公 示：平成 30.3.20

原 案 作 成 者：一般社団法人日本品質管理学会

(〒166-0003 東京都杉並区高円寺南 1-2-1 日本科学技術連盟東高円寺ビル内 TEL 03-5378-1506)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
0 序文	1
0.1 一般	1
0.2 他の規格との一貫性	1
0.3 JIS Q 9001 と JIS Q 9004 との関係	2
0.4 他のマネジメントシステムとの両立性	2
1 適用範囲	2
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
4 方針管理のプロセス	4
5 部門における方針管理の進め方	6
5.1 中期計画の策定	6
5.2 方針の策定及び展開	6
5.3 方針の実施及びその管理	13
5.4 期末のレビュー	14
5.5 管理者の心構え	16
6 組織全体の方針管理の進め方	18
6.1 トップマネジメントのリーダーシップ	18
6.2 中長期経営計画の策定	18
6.3 組織方針の策定	19
6.4 組織方針の展開	20
6.5 方針の実施及びその管理	21
6.6 トップマネジメントによる診断	21
6.7 期末のレビュー	22
7 方針管理の推進	24
7.1 方針管理の教育	24
7.2 方針管理のための標準、帳票及びツールの整備	25
7.3 方針管理の評価	26
7.4 部門及び個人の評価とのリンク	26
附属書 A (参考) 総合的品質管理における方針管理の役割及び位置付け	27
附属書 B (参考) 方針管理の基本的考え方	30
附属書 C (参考) 方針の構成要素	35
附属書 D (参考) 方針管理のための様式例	36
附属書 E (参考) 方針管理の自己評価	40
参考文献	45
解 説	46

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本品質管理学会（JSQC）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から団体規格（JSQC-Std 33-001:2016）を基に作成した工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、JIS Q 9023:2003 は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

マネジメントシステムのパフォーマンス改善— 方針管理の指針

Performance improvement of management systems— Guidelines for Policy Management

0 序文

0.1 一般

顧客及び社会のニーズ，それらを満たす製品及びサービスを提供するために必要となる技術，組織で働く人々の価値観，知識及び技能，パートナー（供給者，関係会社など）との連携など，組織が置かれている状況は常に変化している。組織が事業を継続し，発展させていくためには，これらの変化を的確に把握し，迅速に改善及び革新を行っていくことが求められる。このため，トップマネジメントは組織の内外の状況を基に目指す姿を定め，各部門はこれを達成するために必要な改善及び革新を実践することが大切である。

しかし，多くの人が働く組織においては，トップマネジメントの考え及び策定した目標が組織の第一線まで伝わらなかったり，改善及び革新のための取組みが日常業務のために後回しにされたり，複数の部門の間で密接な連携が図られなかったり，第一線の情報が目標及び計画の策定にい（活）かされなかったりする場合が多い。このような状況になると，せっかくの取組みが期待どおりの効果を発揮できない。こうした問題に対応するために，品質管理の世界で培われた“品質を工程で作り込む”（狙いどおりの製品及びサービスを経済的に生み出すために，プロセスを定め，それに従って仕事を行う。）の考え方に基づいて，プロセスの改善及び革新を組織的に促進するために生み出された活動が“方針管理”である。方針管理が適切に行われれば，挑戦的な取組みが活発に行われるようになり，人の成長及び働く喜びにもつながる。方針管理は，変化を乗り越えるための，さらには変化を事業の発展に結び付けるための組織運営の基軸であり，この良否によって組織の持続的な成功が大きく左右される。したがって，組織全体としてその強化を図る必要がある。

この規格は，方針管理の基本的な考え方及びプロセス，方針管理の進め方に関する指針，並びに方針管理を組織的に推進する場合の指針をまとめたものである。

なお，対応国際規格は現時点で制定されていない。

0.2 他の規格との一貫性

この規格は，方針管理を対象としており，独立して使用することを意図して作成されているが，マネジメントシステムのパフォーマンス改善に関する一連の規格である，日常管理を対象とする **JIS Q 9026**，改善活動を対象とする **JIS Q 9024**，並びに品質保証を対象とする **JIS Q 9025** 及び **JIS Q 9027** と整合性のある規格として相互に補完して使用することもできる。特に，方針管理は，日常管理と合わせて実施するのが効果的なため，**JIS Q 9026** と合わせて使用するのがよい。

なお，総合的品質管理（TQM：Total Quality Management）における方針管理，日常管理，小集団改善活動，品質管理教育及び品質保証の役割を，**附属書 A** に示す。また，この規格は，**JIS Q 9005** に規定された